

## 令和元年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画(案)

令和元年6月 日

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人工業所有権情報・研修館は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 工業所有権情報・研修館における平成30年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は107件、契約金額は63.1億円である。また、競争性のある契約は96件(89.7%)、61.7億円(97.8%)、競争性のない随意契約は11件(10.3%)、1.4億円(2.2%)となっている。

平成29年度と比較して、全体件数が46件増加、契約金額が46.4億円減少している主な要因は、

- ① 競争入札等において平成29年度実施複数年契約及び平成29年度限りの契約により18件、89億円減少し、平成30年度新規契約及び調達方法変更により15件、9億円増加、このことから平成29年度と比較して3件、80億円減少し、
- ② 企画競争において平成29年度実施複数年契約及び平成29年度限りの契約、調達方法・内容変更により6件、1億円減少し、平成30年度都道府県単位知財総合支援窓口運営業務47件を含む新規契約及び調達内容変更により51件、48億円増加、このことから平成29年度と比較して45件、47億円増加し、
- ③ 競争性のない随意契約において平成29年度実施複数年及び平成29年度限りの契約の入札不調により5件、14億円減少し、平成30年度新たに供給元が限定される契約7件、入札不調による契約1件、緊急性を有する契約1件により9件、1億円増加し、このことから平成29年度と比較して件数が4件増加し、契約金額が13億円減少した。

こと等による。

なお、平成30年度競争性のない随意契約において供給元が限定される契約は工業所有権情報・研修館本部事務所移転に係る契約が6件、廃棄包装袋等の抽出・梱包及び再配架業務1件、語学研修の修了判定に用いるためのTOEIC Listening & Reading IPテストの契約1件、外国雑誌の購入契約1件、計9件となった。

表1 平成30年度の(独)工業所有権情報・研修館の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成29年度		平成30年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 57.4%) 35	( 83.3%) 91.2	( 29.9%) 32	( 17.3%) 10.9	( 91.4%) △3	(12.0%) △80.3
企画競争 ・公募	( 31.1%) 19	(3.2%) 3.5	( 59.8%) 64	(80.5%) 50.8	( 336.8%) 45	( 1451.4) 47.7
競争性のある契約 (小計)	( 88.5%) 54	( 86.5%) 94.7	( 89.7%) 96	( 97.8%) 61.7	( 177.8%) 42	(65.2%) △33.0
競争性のない随意契約	(11.5%) 7	( 13.5%) 14.8	(10.3%) 11	( 2.2%) 1.4	(157.1%) 4	( 9.5%) △13.4
合計	(100%) 61	(100%) 109.5	(100%) 107	(100%) 63.1	(175.4%) 46	(57.6%) △46.4

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

(2) 工業所有権情報・研修館における平成30年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は55件(57.3%)、契約金額は39.6億円(64.2%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約件数は43件、27.9億増加した要因は、知財総合支援窓口運營業務46件、37.6億円が対象となったこと等による。

なお、55件のうち、平成30年度実施複数年契約案件及び平成30年度限りの契約が50件であることから、令和元年度において一者応札・応募の調達改善の機会対象案件は5件となった。

表2 平成30年度の(独)工業所有権情報・研修館の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成29年度	平成30年度	比較増△減
2者以上	件数	42 (77.8%)	41 (42.7%)	△1 (97.6%)
	金額	83.0 (87.6%)	22.1 (35.8%)	△60.9 (26.6%)
1者以下	件数	12 (22.2%)	55 (57.3%)	43 (458.3%)
	金額	11.7 (12.4%)	39.6 (64.2%)	27.9 (338.5%)
合計	件数	54 (100%)	96 (100%)	42 (177.8%)
	金額	94.7 (100%)	61.7 (100%)	△33.0 (65.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和元年度においては、複数年契約により更新時期をむかえる情報提供等システム関係の調達、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく、公共サービス改革基本方針において官民競争入札(以下「市場化テスト」)の対象として選定された知財総合支援窓口運營業務について、様々な状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 情報提供等システム関係の調達について

これから将来にわたって調達する情報システムは、高度なセキュリティの確保と改善、改造等の柔軟性を両立しておくことが重要であり、最新の技術による構築及び提供が必要である。

令和元年度においては、①～③の取組を実施していくことにより、競争性、透明性のある調達による経費の節減、事務処理の効率化を目指す。

調達予定案件

- 包袋管理システムのサービス提供事業
- 次期IP・eラーニングサービスの提供事業
- イメージマッチング技術を利用した画像デザイン意匠公報検索支援ツール運用サービス
- 工業所有権情報・研修館ホームページ運用サービス(仮称)

#### ① 応札要件等の緩和

情報システム関係の調達においては、その規模、開発・拡充内容に応じ実績・要員の要件を柔軟に設定する。

また、新規参入者の参入を阻害しないよう適切な応札資格要件を設定すると共に、「技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」（平成30年10月18日政府調達電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）に基づき技術力のある中小企業者等の入札機会の拡大に努める。

#### ②公告・準備期間の確保

情報システムの構築、保守・運用等の調達を行う場合は新規参入者の参入を阻害しないよう適切な公告期間を確保するとともに、既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。

仕様書の内容を充実させるため、構築及び提供していく情報システムは高度なセキュリティを確保しつつ、最新の技術による構築及び提供が必要であることから、必要な場合は専門的な知識を有する調達支援業者を調達し活用する。

#### ③総合評価における技術点の配点の適正化

総合評価点の価格点と技術点の得点の配分割合については、構築するシステムの難易度によって割合を配分するなど検討する。

【当該取組の結果、応札者数等の状況】

### (2) 知財総合支援窓口運營業務における市場化テストによる調達

知財総合支援窓口運營業務における市場化テストによる調達に際しては平成30年度中に取り組んだ、

#### ①参入可能性のある事業者へのヒヤリング

前回公募において公募説明会に参加した者のうち、応募をしなかった者又は可能性のある事業者への詳細なヒヤリング。

#### ②事業内容の見直し

本事業を含めた他の窓口関係事業（窓口相談支援事業及び窓口機能強化事業）に関し、支援窓口の効率的な運営や、新規事業者が参入しやすい事業内容等についての検討。

#### ③仕様書の見直し

前記①及び②の結果を基に、改善できる仕様について検討し、地域特性、地域区分を踏まえた本事業の仕様書の作成。

#### ④入札公告期間の見直し

適切な入札公告期間を設定し参入事業者に必要な準備期間の確保。

を基に関係機関と調整のうえ、入札公告前のパブリックコメントを反映した仕様書案の作成等適切な手続きを行い競争性、透明性のある調達を目指す。

【当該取組の結果、応札者数等の状況】

### (3) 中小企業・小規模事業者との調達

令和元年度における官公需調達については、契約金額のうち中小企業・小規模事業者との契約金額との割合の目標値を達成することを目指す。

【目標値 71.6%】

### 3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

#### （1）調達に関する内部統制の徹底

少額随意契約以外に新たに契約を締結することとなる案件及び前回調達が一者応札（応募）となった案件については、調達検討会において調達基本方針を検討し、定める。

調達検討会で定められた調達基本方針は契約審査委員会において、工業所有権情報・研修館会計規程第34条に基づき「随意契約の方法によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から具体的に審査することを徹底する。

【調達検討会及び契約審査委員会による点検実績等】

#### （2）内部統制徹底のための調達マネジメント

各調達案件の業務担当者は、令和元年（平成31）年度の業務運営に関する計画により定められた活動モニタリング指標やマイルストーンを参照して、年間の業務遂行予定表と調達予定表を作成する。

これらの予定表は各事業担当部長、役員等と共有し、この調達予定表に基づき、業務の有効性及び効率性、リスク評価の観点で検討を重ね調達を行うこととする。

【調達検討会及び契約審査委員会による点検実績等】

#### （3）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

不祥事等の発生を未然に防止するため、調達に係る契約から検収業務について、「会計規程」、「契約事務取扱要領」、「検収事務の適正な執行の運用について」について再度の周知徹底や倫理研修の実施、内部監査制度を有効に利用したリスク評価等、意識の醸成を図り内部統制の確立を図ることとする。

不祥事が発生した場合は、工業所有権情報・研修館内部統制推進の基本方針に則り、内部統制委員会による原因解明をふまえ、組織対応するなかで明らかになった問題点への対応策を検討し、必要な措置を講じる。

【周知方法・回数及び理解度、リスク評価・内部点検回数】

### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

### 5. 推進体制

#### （1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、①調達検討会、②契約審査委員会の2段階の体制により調達等合理化に取り組むものとする。

##### ① 調達検討会

調達等合理化検討会において、事業の特性、緊急性や重要度を把握、これまでの調達及び事業の実施状況も踏まえ調達基本方針を検討し定める。

総括責任者	理事長
副総括責任者	理事
メンバー	総務部長、事業担当部長

## ② 契約審査委員会

調達検討会で定められた調達基本方針に基づいて、競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、事業目的、予算規模、契約方式、スケジュール等の具体的な審査を行う。

委員長	理事長
副委員長	理事
委員	各事業部長及び理事長が任命する者

## (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び新規の競争性がない随意契約及び継続して一者応札・応募案件となった個々の契約案件の事後点検を行い、年度末の自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、独立行政法人工業所有権情報・研修館のホームページにて公表するものとする。

なお、主務大臣による評価結果及び計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画へ反映し改定を行うものとする。